

令和8年度 第1回安中市地域防災計画修正案 新旧対照表

※変更箇所は赤字にて掲載

※修正根拠を青字にて掲載

令和8年7月
安中市

※ 表の「頁」は令和7年度安中市地域防災計画の頁を記載しています

頁	編・章・節	修正前	修正後																												
目次		第2編 風水害・雪害等対策編 第1章 災害予防計画 （略） 第20節 罹災証明書の発行体制の整備 <u>（追加）</u>	第2編 風水害・雪害等対策編 【本文の更新を反映】 第1章 災害予防計画 （略） 第20節 罹災証明書の発行体制の整備 <u>第21節 復興事前準備</u>																												
2	1	第1節 計画の目的 （略） 2 防災の基本理念 （略） （1）周到かつ十分な災害予防 ・（略） ・（略） <u>（追加）</u>	第1節 計画の目的 【県計画修正】 （略） 2 防災の基本理念 （略） （1）周到かつ十分な災害予防 ・（略） ・（略） <u>・災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u>																												
4	1	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）</td><td>（略） 2（略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	関東管区警察局	（略）	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	関東総合通信局	（略）	（略）		関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）	（略） 2（略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>	（略）		第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 【県計画修正、社名変更】 （略） 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>関東管区行政評価局（群馬行政監視行政相談センター）</u></td><td><u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u></td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）</td><td>（略） 2（略） <u>3 災害復旧等</u> <u>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</u> <u>4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援（災害対策用建設機械等の貸し出しを含む）に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	関東管区警察局	（略）	<u>関東管区行政評価局（群馬行政監視行政相談センター）</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u>	関東総合通信局	（略）	（略）		関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）	（略） 2（略） <u>3 災害復旧等</u> <u>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</u> <u>4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援（災害対策用建設機械等の貸し出しを含む）に関すること。</u>	（略）	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																														
関東管区警察局	（略）																														
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																														
関東総合通信局	（略）																														
（略）																															
関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）	（略） 2（略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>																														
（略）																															
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																														
関東管区警察局	（略）																														
<u>関東管区行政評価局（群馬行政監視行政相談センター）</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u>																														
関東総合通信局	（略）																														
（略）																															
関東地方整備局 （高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所ほか）	（略） 2（略） <u>3 災害復旧等</u> <u>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</u> <u>4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援（災害対策用建設機械等の貸し出しを含む）に関すること。</u>																														
（略）																															

		<table><tr><td>国土地理院 関東地方測量部</td><td>(略) <u>(追加)</u></td></tr></table> (略) 6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>東日本電信電話</u>(株) (群馬支店)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>(追加)</u>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	<u>東日本電信電話</u> (株) (群馬支店)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>国土地理院 関東地方測量部</td><td>(略) <u>4 災害教訓の伝承に関すること。</u></td></tr></table> (略) 6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>NTT 東日本</u>(株) (群馬支店)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>4 災害教訓の伝承に関すること。</u>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	<u>NTT 東日本</u> (株) (群馬支店)	(略)	(略)	(略)
国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>(追加)</u>																						
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
(略)	(略)																						
<u>東日本電信電話</u> (株) (群馬支店)	(略)																						
(略)	(略)																						
国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>4 災害教訓の伝承に関すること。</u>																						
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
(略)	(略)																						
<u>NTT 東日本</u> (株) (群馬支店)	(略)																						
(略)	(略)																						
22	2-1	第1章 災害予防計画 (略) ●市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>(追加)</u> さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。 <u>(追加)</u> 当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。	第1章 災害予防計画 【県計画修正】 (略) ●市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>また、市は、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。 <u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> 当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。																				

28	2-1-6	第6節 ライフライン施設の機能確保 Ⅰ ライフライン施設の機能確保 (1) (略) <u>(追加)</u> (略)	第6節 ライフライン施設の機能確保 【県計画修正】 Ⅰ ライフライン施設の機能確保 (1) (略) <u>エ 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> (略)
29		3 応急復旧用資機材の整備 (略) (2) <u>下水道管理者</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道施設</u>の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。<u>(追加)</u>	3 応急復旧用資機材の整備 (略) (2) <u>水道事業者及び下水道管理者</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道施設</u>の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。<u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>
31	2-1-7	第7節 災害危険区域の災害予防 (略) 7 防災まちづくりの推進 (略) (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>(追加)</u>、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を<u>踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないもの</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 (略)	第7節 災害危険区域の災害予防 【県計画修正】 (略) 7 防災まちづくりの推進 (略) (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 (略)

31	2-1-8	第8節 情報の収集・連絡及び通信の確保 Ⅰ 情報の収集・連絡体制の整備 (略) (1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化 市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、市ホームページ、<u>X(旧ツイッター)</u>、<u>(追加)</u> LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報収集・連絡体制の明確化に努める。 (2) (略) (3) 多様な情報の収集体制の整備 (略) ウ 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WEB) <u>(追加)</u>)に集約できるよう努めるものとする。<u>(追加)</u> (4) 情報の分析・整理 市は、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。<u>(追加)</u>	第8節 情報の収集・連絡及び通信の確保 【県計画修正、市の伝達手段追加】 Ⅰ 情報の収集・連絡体制の整備 (略) (1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化 市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、市ホームページ、<u>X、公式防災アプリ</u>、LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報収集・連絡体制の明確化に努める。 (2) (略) (3) 多様な情報の収集体制の整備 (略) ウ 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WEB) <u>及び新物資システム(B-PLo)</u>)に集約できるよう努めるものとする。<u>また、市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> (4) 情報の分析・整理 市は、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。<u>また、災害時に災害対応基本共有情報(EEI)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>
32			

33	2-1-9	第9節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、<u>(追加)</u> 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	第9節 職員の応急活動体制の整備【県計画修正】 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、<u>災害対応に当たる職員等の健康管理を徹底するとともに</u>、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)
34	2-1-10	第10節 避難体制の整備 1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所における生活環境の確保 ア(略) <u>イ 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> <u>ウ</u>(略) (略)	第10節 避難体制の整備【県計画修正】 1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所における生活環境の確保 ア(略) <u>(削除)【P41 / 2-1-13に集約】</u>
35		(5) 避難所以外の避難者等の支援 (略) イ 市は、<u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)	<u>イ</u>(略) 以下番号修正 (略) (5) 避難所以外の避難者等の支援 (略) イ 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定で位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)

39	2-1-11	第11節 防災関係機関との連携体制の整備 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等<u>平常時</u>から連携を強化しておく必要がある。防災機関は、その役割の重要性からマニュアルの整備、避難体制の整備には特に留意する。 <u>(追加)</u> Ⅰ 本市における受援・応援体制の整備 (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>廃棄物処理等</u>、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間の相互応援協定締結に努めるものとする。 (略)	第11節 防災関係機関との連携体制の整備【県計画修正】 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等<u>平時</u>から連携を強化しておく必要がある。防災機関は、その役割の重要性からマニュアルの整備、避難体制の整備には特に留意する。 <u>特に、市においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。</u> Ⅰ 本市における受援・応援体制の整備 (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物処理等</u>、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。 (略)
41	2-1-13	第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保 (略) Ⅰ 食料・飲料水及び燃料などの生活必需品等の<u>調達・供給</u>体制の整備 (1) 備蓄計画 ア 市は、災害時に必要とされる<u>食料、飲料水、燃料などの生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材</u>の備蓄を推進する。 (略) エ 市は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、<u>備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> オ～カ(略) <u>(追加)</u>	第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保【県計画修正】 (略) Ⅰ 食料・飲料水及び燃料などの生活必需品等の<u>備蓄・調達・供給</u>体制の整備 (1) 備蓄計画 ア 市は、災害時に必要とされる<u>物資</u>の備蓄を推進する。 (略) エ 市は、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 オ～カ(略) キ 市は、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパー</u>

42		(2) (略) (3) 備蓄・調達・供給の方針 ア～オ (略) <u>(追加)</u>	<u>ティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</u> (2) (略) (3) 備蓄・調達・供給の方針 ア～オ (略) <u>カ 備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>
46	2-1-16	第16節 防災知識の普及計画 1 防災知識の普及 (略) (3) 広報の内容 (略) カ 家庭防災会議の開催 (略) (コ) 家庭動物との同行避難や<u>指定避難所</u>での飼養についての準備	第16節 防災知識の普及計画【県計画修正】 1 防災知識の普及 (略) (3) 広報の内容 (略) カ 家庭防災会議の開催 (略) (コ) 家庭動物との同行避難や<u>指定避難所等</u>での飼養についての準備
48	2-1-17	第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備 (略) 2 自主防災組織の育成強化 (略) このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。<u>(追加)</u> (略)	第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備【県計画修正】 (略) 2 自主防災組織の育成強化 (略) このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。<u>また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> (略)
49		4 災害時におけるボランティア活動の<u>環境整備</u>	4 災害時におけるボランティア活動の<u>環境整備・連携体制の強化</u>

	市は、県と連携し、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。 <u>(追加)</u> (1) <u>災害時におけるボランティア活動の啓発</u> <u>市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。</u> (略) (6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、<u>被災家屋</u>からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。(略)	市は、県と連携し、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。 <u>また、登録被災者援護協力団体（被災者援護に協力する団体として国（内閣府）が登録したNPO・ボランティア等）との平時からの連携強化に努めるものとする。さらに、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努めるとともに、休暇の取得の促進その他の災害時におけるボランティア活動への参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> (1) <u>ボランティア人材の育成・確保</u> <u>市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> (略) (6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、<u>被災家屋等</u>からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。(略)
--	---	---

52	2-1-18	第18節 要配慮者支援計画 (略) 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (1)～(4) (略) <u>(追加)</u>	第18節 要配慮者支援計画【県計画修正】 (略) 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>
52		3 避難体制の強化 (略) (3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は <u>指定避難所</u> へ移送するため、(略) (略)	3 避難体制の強化 (略) (3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所等から福祉避難所又は <u>指定避難所等</u> へ移送するため、(略) (略)
54		7 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 (1) 避難指示等の発令・伝達 ア (略) イ 要配慮者に、災害に関する情報や避難指示等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や市メール配信サービスによる情報伝達に加え、緊急速報メール(エリアメール)、L アラート、市ホームページ、 <u>X(旧ツイッター)</u> 、 <u>(追加)</u> LINE、広報車など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。	7 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 (1) 避難指示等の発令・伝達 ア (略) イ 要配慮者に、災害に関する情報や避難指示等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や市メール配信サービスによる情報伝達に加え、緊急速報メール(エリアメール)、L アラート、市ホームページ、 <u>X</u> 、 <u>公式防災アプリ</u> 、LINE、広報車など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。
56	2-1-19	第19節 孤立化集落対策 (略) 2 孤立化の未然防止対策 (略) カ 孤立化のおそれのある集落においては、 <u>救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地</u> を確保しておく。 (略)	第19節 孤立化集落対策【県計画修正】 (略) 2 孤立化の未然防止対策 (略) カ 孤立化のおそれのある集落においては、 <u>ヘリコプターによる救助や物資投下のための場外離着陸場及び緊急離着陸場用地</u> を確保しておく。 (略)

57	2-1-20	第20節 罹災証明書の発行体制の整備 Ⅰ 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略)	第20節 罹災証明書の発行体制の整備【県計画修正】 Ⅰ 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略)																				
57	追加	<u>(追加)</u>	第21節 復興事前準備 <u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u>																				
61	2-2-1	第1節 災害発生直前対策 (略) Ⅰ 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 (略) (2) <u>キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)</u>等 <u>キキクル(警報の危険度分布)</u>等の概要 <table><tr><td>種 類</td><td>概 要</td></tr><tr><td><u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	種 類	概 要	<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	(略)	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	(略)	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	(略)	(略)	(略)	第1節 災害発生直前対策【県計画修正】 (略) Ⅰ 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 (略) (2) <u>キキクル</u>等 <u>キキクル</u>等の概要 <table><tr><td>種 類</td><td>概 要</td></tr><tr><td><u>土砂キキクル</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>浸水キキクル</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>洪水キキクル</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	種 類	概 要	<u>土砂キキクル</u>	(略)	<u>浸水キキクル</u>	(略)	<u>洪水キキクル</u>	(略)	(略)	(略)
種 類	概 要																						
<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	(略)																						
<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	(略)																						
<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
種 類	概 要																						
<u>土砂キキクル</u>	(略)																						
<u>浸水キキクル</u>	(略)																						
<u>洪水キキクル</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
66		5 気象情報の伝達系統 (略) (2) 伝達手段 (略) オ 市ホームページ、<u>X(旧ツイッター)</u>、<u>(追加)</u> LINE、メール配信サービス及	5 気象情報の伝達系統 (略) (2) 伝達手段 (略) オ 市ホームページ、<u>X</u>、<u>公式防災アプリ</u>、LINE、メール配信サービス及び緊																				

		び緊急速報メールによる方法 (略)	急速報メールによる方法 (略)																																										
68		8 広域避難 (略) (3) 市町村による県外広域避難の協議等 (略) <u>(追加)</u>	8 広域避難 (略) (3) 市町村による県外広域避難の協議等 (略) <u>(4) 避難元・避難先市町村間の情報連携</u> <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>																																										
68		10 物資調達・輸送等に関する事前対策 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに(略)	10 物資調達・輸送等に関する事前対策 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム(B-PLo)</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに(略)																																										
70	2-2-2	第2節 活動体制の確立 (略) Ⅰ 防災組織体制の確立 (略) (2) 災害警戒本部の設置 (略) イ 災害警戒本部の構成 (略) (オ) 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。 安中市災害警戒本部組織図 <table><tr><td>部長(災害警戒本部会議構成員)</td><td>班 長</td><td>班 員</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>企画政策部長</td><td>(略) <u>資産活用</u>課長</td><td>—</td></tr><tr><td>総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)</td><td>(略)</td><td>危機管理課全員 <u>アマ無線保持者</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>みりよく創出部長</td><td>(略) <u>文化財</u>課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員	(略)			企画政策部長	(略) <u>資産活用</u> 課長	—	総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	(略)	危機管理課全員 <u>アマ無線保持者</u>	(略)			みりよく創出部長	(略) <u>文化財</u> 課長	(略)	(略)			第2節 活動体制の確立【市機構改革に伴う修正】 (略) Ⅰ 防災組織体制の確立 (略) (2) 災害警戒本部の設置 (略) イ 災害警戒本部の構成 (略) (オ) 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。 安中市災害警戒本部組織図 <table><tr><td>部長(災害警戒本部会議構成員)</td><td>班 長</td><td>班 員</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>企画政策部長</td><td>(略) <u>地域づくり</u>課長</td><td>—</td></tr><tr><td>総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)</td><td>(略)</td><td>危機管理課全員 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>みりよく創出部長</td><td>(略) <u>文化財世界遺産推進</u>課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員	(略)			企画政策部長	(略) <u>地域づくり</u> 課長	—	総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	(略)	危機管理課全員 <u>(削除)</u>	(略)			みりよく創出部長	(略) <u>文化財世界遺産推進</u> 課長	(略)	(略)		
部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員																																											
(略)																																													
企画政策部長	(略) <u>資産活用</u> 課長	—																																											
総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	(略)	危機管理課全員 <u>アマ無線保持者</u>																																											
(略)																																													
みりよく創出部長	(略) <u>文化財</u> 課長	(略)																																											
(略)																																													
部長(災害警戒本部会議構成員)	班 長	班 員																																											
(略)																																													
企画政策部長	(略) <u>地域づくり</u> 課長	—																																											
総務部長【危機管理監】 (災害警戒副本部長)	(略)	危機管理課全員 <u>(削除)</u>																																											
(略)																																													
みりよく創出部長	(略) <u>文化財世界遺産推進</u> 課長	(略)																																											
(略)																																													

	<table><tr><td>みりよく創出部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>◎みりよく創出部長</td><td><table><tr><td>文化財班</td><td>文化財課長</td><td>文化財課全員</td></tr></table></td></tr><tr><td>○商工課長</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>公立病院部</td><td></td></tr><tr><td>◎事務部長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>○総務企画課長</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	みりよく創出部	(略)	◎みりよく創出部長	<table><tr><td>文化財班</td><td>文化財課長</td><td>文化財課全員</td></tr></table>	文化財班	文化財課長	文化財課全員	○商工課長		(略)		公立病院部		◎事務部長	(略)	○総務企画課長		(略)		<table><tr><td>みりよく創出部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>◎みりよく創出部長</td><td><table><tr><td>文化財世界遺産推進班</td><td>文化財世界遺産推進課長</td><td>文化財世界遺産推進課全員</td></tr></table></td></tr><tr><td>○商工課長</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>病院部</td><td></td></tr><tr><td>◎事務部長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>○総務企画課長</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	みりよく創出部	(略)	◎みりよく創出部長	<table><tr><td>文化財世界遺産推進班</td><td>文化財世界遺産推進課長</td><td>文化財世界遺産推進課全員</td></tr></table>	文化財世界遺産推進班	文化財世界遺産推進課長	文化財世界遺産推進課全員	○商工課長		(略)		病院部		◎事務部長	(略)	○総務企画課長		(略)													
みりよく創出部	(略)																																																			
◎みりよく創出部長	<table><tr><td>文化財班</td><td>文化財課長</td><td>文化財課全員</td></tr></table>	文化財班	文化財課長	文化財課全員																																																
文化財班	文化財課長	文化財課全員																																																		
○商工課長																																																				
(略)																																																				
公立病院部																																																				
◎事務部長	(略)																																																			
○総務企画課長																																																				
(略)																																																				
みりよく創出部	(略)																																																			
◎みりよく創出部長	<table><tr><td>文化財世界遺産推進班</td><td>文化財世界遺産推進課長</td><td>文化財世界遺産推進課全員</td></tr></table>	文化財世界遺産推進班	文化財世界遺産推進課長	文化財世界遺産推進課全員																																																
文化財世界遺産推進班	文化財世界遺産推進課長	文化財世界遺産推進課全員																																																		
○商工課長																																																				
(略)																																																				
病院部																																																				
◎事務部長	(略)																																																			
○総務企画課長																																																				
(略)																																																				
75	(7) 災害対策本部の組織 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="3">企画政策部</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>財政班</td><td>1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 追加</u> 4 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td>資産活用班</td><td>1 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること 2 市有施設の応急措置に関すること 3 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">市民環境部</td><td>市民班</td><td>1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>4 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること</u> <u>5 ボランティアの受入及び活用に関すること</u> <u>6 外国人対策に関すること</u> 7 部内各班の総合調整に関すること</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>環境政策班</td><td>1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 追加</u> 8 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td>クリーンセンター班</td><td>1 清掃施設の管理に関すること 2 被災地区の清掃に関すること 3 廃棄物の処理に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	部	班	事 務 分 掌	企画政策部	(略)		財政班	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 追加</u> 4 他班任務の応援実施に関すること	資産活用班	1 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること 2 市有施設の応急措置に関すること 3 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること	(略)			市民環境部	市民班	1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>4 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること</u> <u>5 ボランティアの受入及び活用に関すること</u> <u>6 外国人対策に関すること</u> 7 部内各班の総合調整に関すること	(略)		環境政策班	1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 追加</u> 8 他班任務の応援実施に関すること	クリーンセンター班	1 清掃施設の管理に関すること 2 被災地区の清掃に関すること 3 廃棄物の処理に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること	(略)			(7) 災害対策本部の組織 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="3">企画政策部</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>財政班</td><td>1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること</u> <u>5 市有施設の応急措置に関すること</u> <u>6 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること</u> 7 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td>地域づくり班</td><td>1 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること 2 ボランティアの受入及び活用に関すること 3 外国人対策に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">市民環境部</td><td>市民班</td><td>1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>(削除)</u> 4 部内各班の総合調整に関すること</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>環境政策班</td><td>1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 清掃施設の管理に関すること</u> <u>9 被災地区の清掃に関すること</u> <u>10 他班任務の応援実施に関すること</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	部	班	事 務 分 掌	企画政策部	(略)		財政班	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること</u> <u>5 市有施設の応急措置に関すること</u> <u>6 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること</u> 7 他班任務の応援実施に関すること	地域づくり班	1 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること 2 ボランティアの受入及び活用に関すること 3 外国人対策に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること	(略)			市民環境部	市民班	1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>(削除)</u> 4 部内各班の総合調整に関すること	(略)		環境政策班	1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 清掃施設の管理に関すること</u> <u>9 被災地区の清掃に関すること</u> <u>10 他班任務の応援実施に関すること</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)		
部	班	事 務 分 掌																																																		
企画政策部	(略)																																																			
	財政班	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 追加</u> 4 他班任務の応援実施に関すること																																																		
	資産活用班	1 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること 2 市有施設の応急措置に関すること 3 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること																																																		
(略)																																																				
市民環境部	市民班	1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>4 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること</u> <u>5 ボランティアの受入及び活用に関すること</u> <u>6 外国人対策に関すること</u> 7 部内各班の総合調整に関すること																																																		
	(略)																																																			
	環境政策班	1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 追加</u> 8 他班任務の応援実施に関すること																																																		
	クリーンセンター班	1 清掃施設の管理に関すること 2 被災地区の清掃に関すること 3 廃棄物の処理に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること																																																		
(略)																																																				
部	班	事 務 分 掌																																																		
企画政策部	(略)																																																			
	財政班	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること <u>4 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること</u> <u>5 市有施設の応急措置に関すること</u> <u>6 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること</u> 7 他班任務の応援実施に関すること																																																		
	地域づくり班	1 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関すること 2 ボランティアの受入及び活用に関すること 3 外国人対策に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること																																																		
(略)																																																				
市民環境部	市民班	1 応急食糧の調達、供給に関すること 2 各種証明書の発行に関すること 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること <u>(削除)</u> 4 部内各班の総合調整に関すること																																																		
	(略)																																																			
	環境政策班	1 環境保全に関すること 2 環境調査及び報告に関すること 3 防疫活動に関すること 4 清掃その他食品衛生に関すること 5 その他衛生業務に関すること 6 廃棄物の処理に関すること 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関すること <u>8 清掃施設の管理に関すること</u> <u>9 被災地区の清掃に関すること</u> <u>10 他班任務の応援実施に関すること</u>																																																		
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
(略)																																																				

		<table><tr><td rowspan="2">みりよく 創出部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>文化財班</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>公立病院部</td><td>(略)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table>	みりよく 創出部	(略)				文化財班	(略)			(略)					公立病院部	(略)	(略)			(略)					<table><tr><td rowspan="2">みりよく 創出部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>文化財世 界遺産推 進班</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>病 院 部</td><td>(略)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table>	みりよく 創出部	(略)				文化財世 界遺産推 進班	(略)			(略)					病 院 部	(略)	(略)			(略)																																																																																				
みりよく 創出部	(略)																																																																																																																																		
	文化財班	(略)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																			
公立病院部	(略)	(略)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																			
みりよく 創出部	(略)																																																																																																																																		
	文化財世 界遺産推 進班	(略)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																			
病 院 部	(略)	(略)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																			
80		2 動員計画 (略) (2)動員計画 ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。 災害対策本部動員計画表 <table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班員</td><td>第1号配備</td><td>第2号配備</td><td>第3号配備</td></tr><tr><td rowspan="2">企画政 策部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="12">全 員</td></tr><tr><td>資産活用班</td><td>資産活用課全員</td><td>課長</td><td>主任以上</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">市民環 境部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>環境政策班</td><td>環境政策課全員</td><td>係長以上</td><td>全員</td></tr><tr><td>グリーンセンター班</td><td>グリーンセンター全員</td><td>係長以上</td><td>全員</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>みりよく 創出部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td>文化財班</td><td>文化財課全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>公立病 院部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> (注) 1 本庁以外の職員は、特別の指示がない場合は、各自の職場に参集すること。 2 アマチュア無線免許保持者は、上記動員区分に関係なく第1号配備から出動し、総務部総務班に編入される。	部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備	企画政 策部	(略)				全 員	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上	(略)					市民環 境部	(略)				環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員	グリーンセンター班	グリーンセンター全員	係長以上	全員	(略)					みりよく 創出部	(略)					文化財班	文化財課全員	係長以上	主任以上	(略)					公立病 院部	(略)				(略)					2 動員計画 (略) (2)動員計画 ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。 災害対策本部動員計画表 <table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班員</td><td>第1号配備</td><td>第2号配備</td><td>第3号配備</td></tr><tr><td rowspan="2">企画政 策部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td><td rowspan="12">全 員</td></tr><tr><td>地域づくり班</td><td>地域づくり課全員</td><td>課長</td><td>主任以上</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">市民環 境部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>環境政策班</td><td>環境政策課全員</td><td>係長以上</td><td>全員</td></tr><tr><td>(削除)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>みりよく 創出部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td>文化財世界遺産 推進班</td><td>文化財世界遺産 推進課全員</td><td>係長以上</td><td>主任以上</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>病院部</td><td>(略)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> (注) 1 本庁以外の職員は、特別の指示がない場合は、各自の職場に参集すること。 (削除)	部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備	企画政 策部	(略)				全 員	地域づくり班	地域づくり課全員	課長	主任以上	(略)					市民環 境部	(略)				環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員	(削除)				(略)					みりよく 創出部	(略)					文化財世界遺産 推進班	文化財世界遺産 推進課全員	係長以上	主任以上	(略)					病院部	(略)				(略)				
部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																																																																																																														
企画政 策部	(略)				全 員																																																																																																																														
	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																			
市民環 境部	(略)																																																																																																																																		
	環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員																																																																																																																															
	グリーンセンター班	グリーンセンター全員	係長以上	全員																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																			
みりよく 創出部	(略)																																																																																																																																		
	文化財班	文化財課全員	係長以上	主任以上																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																			
公立病 院部	(略)																																																																																																																																		
(略)																																																																																																																																			
部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																																																																																																														
企画政 策部	(略)				全 員																																																																																																																														
	地域づくり班	地域づくり課全員	課長	主任以上																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																			
市民環 境部	(略)																																																																																																																																		
	環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員																																																																																																																															
	(削除)																																																																																																																																		
(略)																																																																																																																																			
みりよく 創出部	(略)																																																																																																																																		
	文化財世界遺産 推進班	文化財世界遺産 推進課全員	係長以上	主任以上																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																			
病院部	(略)																																																																																																																																		
(略)																																																																																																																																			
84	2-2-3	第3節 災害情報の収集・連絡 (略) 3 市における災害情報の連絡 (略) (2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡	第3節 災害情報の収集・連絡【県計画修正】 (略) 3 市における災害情報の連絡 (略) (2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡																																																																																																																																

		市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。<u>(追加)</u> (略) (3)市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を <u>(追加)</u> 官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。<u>(関係省庁への連絡は、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用する。)</u> (略) (3)市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を <u>防災IoTシステム等を活用し</u>、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
87	2-2-4	第4節 広報活動 (略) Ⅰ 広報活動 (略) (3)広報媒体 (略) (略)、<u>X(旧ツイッター)</u>、<u>(追加)</u> LINEなどのソーシャルメディア、新聞、広報紙、チラシ、掲示版、携帯電話、自主防災組織を通じての連絡 (略)	第4節 広報活動【市の伝達手段追加】 (略) Ⅰ 広報活動 (略) (3)広報媒体 (略) (略)、<u>X、公式防災アプリ</u>、LINEなどのソーシャルメディア、新聞、広報紙、チラシ、掲示版、携帯電話、自主防災組織を通じての連絡 (略)

90	2-2-6	第6節 広域応援の要請 (略) Ⅰ 市が行う応援の要請 (略) (3) (略) <u>(追加)</u> <u>(4)</u> (略) (略)	第6節 広域応援の要請【県計画修正】 (略) Ⅰ 市が行う応援の要請 (略) (3) (略) <u>(4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する要請</u> <u>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県(危機管理課)に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。なお、県(危機管理課)への要求ができない場合には、その旨及び当市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u> <u>(5)</u> (略) (略)												
91		6 広域的な応援体制 (略) (3) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>感染症対策のため</u>、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	6 広域的な応援体制 (略) (3) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>感染症対策を含め</u>、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。												
95	2-2-7	第7節 自衛隊への災害派遣要請 (略) 9 派遣部隊の受入れ (略) <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)</td><td>ひさよし緑地公園、<u>西毛総合運動公園陸上競技場</u>、市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場</td></tr></table>	項 目	内 容	(略)		集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	ひさよし緑地公園、 <u>西毛総合運動公園陸上競技場</u> 、市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場	第7節 自衛隊への災害派遣要請【時点修正】 (略) 9 派遣部隊の受入れ (略) <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)</td><td>ひさよし緑地公園、<u>(削除)</u>市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場</td></tr></table>	項 目	内 容	(略)		集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	ひさよし緑地公園、 <u>(削除)</u> 市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場
項 目	内 容														
(略)															
集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	ひさよし緑地公園、 <u>西毛総合運動公園陸上競技場</u> 、市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場														
項 目	内 容														
(略)															
集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	ひさよし緑地公園、 <u>(削除)</u> 市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場														

103	2-2-11	第11節 避難活動計画 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、市ホームページ、<u>X(旧ツイッター)</u>、<u>(追加)</u>LINE、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。 (略)	第11節 避難活動計画【市の伝達手段追加】 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、市ホームページ、<u>X</u>、<u>公式防災アプリ</u>、LINE、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。 (略)
107		6 避難所の開設 (略) (4) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、<u>開設の状況等</u>を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課又は直接危機管理課）、安中警察署及び安中消防署等に連絡するものとする。（略） (5) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、当該指定避難所に常駐する<u>避難所開設責任者</u>を配置し、「安中市避難所開設・運営マニュアル」により指定避難所の管理を行うものとする。なお、<u>避難所開設責任者</u>の被災・不在等により避難所の開設が困難な場合には、避難所の開設運営等の支援を行う「<u>地区別災害時対応職員</u>」の中から開設責任者の代理者を選出し、避難所に配置するものとする。 (略)	6 避難所の開設 (略) (4) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、<u>開設の状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課又は直接危機管理課）、安中警察署及び安中消防署等に連絡するものとする。（略） (5) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、当該指定避難所に常駐する<u>指定避難所開設職員</u>を配置し、「安中市避難所開設・運営マニュアル」により指定避難所の管理を行うものとする。なお、<u>指定避難所開設職員</u>の被災・不在等により避難所の開設が困難な場合には、避難所の開設運営等の支援を行う「<u>地区別対応職員</u>」の中から開設責任者の代理者を選出し、避難所に配置するものとする。 (略)
108		7 避難所の運営 (1) 指定避難所の運営は、原則として行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行い、<u>避難所開設責任者</u>は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行う。なお、人員不足等により避難所の運営が困難な場合には、「<u>地区別災害時対応職員</u>」の中から応援者を選出し、避難所に配置するものとする。	7 避難所の運営 (1) 指定避難所の運営は、原則として行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行い、<u>指定避難所開設職員</u>は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行う。なお、人員不足等により避難所の運営が困難な場合には、「<u>地区別対応職員</u>」の中から応援者を選出し、避難所に配置するものとする。

109	12 良好な生活環境の確保 (1) 市は、次により、<u>指定避難所</u>における良好な生活環境の確保に努める。 ア 収容する避難者の人数は当該<u>指定避難所</u>の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の<u>指定避難所</u>と調整し適切な収容人数の確保に努める。 イ <u>指定避難所</u>開設当初から<u>(追加)</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。 ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ<u>指定避難所</u>に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。 <u>エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。</u> <u>オ (略)</u> <u>カ 水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</u> <u>キ (略)</u> <u>(追加)</u> ク (略) ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から<u>指定避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)	12 良好な生活環境の確保 (1) 市は、次により、<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に努める。 ア 収容する避難者の人数は当該<u>避難所</u>の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の<u>避難所</u>と調整し適切な収容人数の確保に努める。 イ <u>避難所</u>開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。 ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ<u>避難所</u>に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。 <u>(削除)</u> <u>エ (略)</u> <u>オ 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。</u> <u>カ (略)</u> <u>キ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努める。</u> ク (略) ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)
110	13 男女のニーズの違い等への配慮 市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、<u>(追加)</u>女性や<u>子供等</u>に対する性暴力・DV 等の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 ア <u>避難所開設責任者</u>に女性を配置する。 イ 指定避難所運営体制への女性<u>(追加)</u>の参画を進める。 (略) ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供等</u>の安全に配慮するよう努める。 (略) <u>(追加)</u>	13 男女のニーズの違い等への配慮 市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、<u>こども・若者の居場所の確保</u>、女性や<u>こども等</u>に対する性暴力・DV 等の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 ア <u>指定避難所開設職員</u>に女性を配置する。 イ 指定避難所運営体制への女性<u>や子育て家庭</u>の参画を進める。 (略) ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども等</u>の安全に配慮するよう努める。 (略) <u>サ キッズスペースや学習スペースを設置するよう努める。</u>

		(略)	(略)
111		17 指定避難所の早期解消 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、<u>指定避難所</u>の早期解消に努めるものとする。 (略)	17 指定避難所の早期解消 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めるものとする。 (略)
114	2-2-14	第14節 交通の確保 市は、被災者の生活を維持するために、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、情報共有を図るものとする。 (略)	第14節 交通の確保【県計画修正】 市は、被災者の生活を維持するために、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、情報共有を図るものとする。 (略)
119	2-2-15	第15節 交通の確保 (略) 4 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等<u>(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)</u>を行い、<u>道路機能の確保</u>に努めるものとする。 (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う<u>路上の障害物の除去(除雪を含む。)</u>に協力するものとする。 (略)	第15節 交通の確保【県計画修正】 (略) 4 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等<u>(削除)</u>を行い、<u>緊急車両の通行の確保</u>に努めるものとする。 (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う<u>道路啓開等</u>に協力するものとする。 (略)
119		5 輸送拠点の確保 (1) 市は市物資集積拠点を<u>開設し</u>、指定避難所までの輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。 (略)	5 輸送拠点の確保 (1) 市は市物資集積拠点を<u>開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え</u>、指定避難所までの輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
122	2-2-17	第17節 応急仮設住宅対策 (略) 4 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、	第17節 応急仮設住宅対策【県計画修正】 (略) 4 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、

		入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、 <u>女性</u> を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。	入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、 <u>女性やこども・若者</u> を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
123	2-2-18	第18節 保健衛生、防疫及び清掃活動 (略) Ⅰ 保健衛生活動 被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び指定避難所等に保健師を派遣し、被災者の <u>健康状態</u> を十分把握し、健康管理のための保健活動や福祉的な支援を行う。さらに必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (略)	第18節 保健衛生、防疫及び清掃活動【県計画修正】 (略) Ⅰ 保健衛生活動 被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び指定避難所等に保健師を派遣し、被災者の <u>健康状態や多様なニーズ</u> を十分把握し、健康管理のための保健活動や福祉的な支援を行う。さらに必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (略)
127	2-2-20	第20節 文教対策 (略) 5 教育の確保 (略) (4) (略) <u>(追加)</u>	第20節 文教対策【県計画修正】 (略) 5 教育の確保 (略) (4) (略) <u>(5)被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の活用</u> <u>県及び市は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)を活用する。</u>
129	2-2-21	第21節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略) 3 水道施設の応急復旧 (1) 迅速な応急復旧の実施 市は、被災した浄水施設、配水施設、下水道管きよ等の水道施設について、速やかに応急復旧を行う。 <u>(追加)</u> (略)	第21節 ライフライン施設の応急復旧対策【県計画修正】 (略) 3 水道施設の応急復旧 (1) 迅速な応急復旧の実施 市は、被災した浄水施設、配水施設、下水道管きよ等の水道施設について、速やかに応急復旧を行う。 <u>また、水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>
135	2-2-25	第25節 災害救助法の適用 (略)	第25節 災害救助法の適用【県計画修正】 (略)

		4 救助の種類 (略) (5) 災害にかかった者の救出 <u>(追加)</u> <u>(6) 災害にかかった住宅の応急修理</u> (略)	4 救助の種類 (略) (5) 災害にかかった者の救出 <u>(6) 福祉サービスの提供</u> <u>(7) 災害にかかった住宅の応急修理</u> <u>(以下番号修正)</u> (略)
138	2-3-2	第2節 原状復旧 (略) 2 災害廃棄物の発生への対応 (略) (3) (略) <u>(追加)</u> 3 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市は、平成24年に策定した安中市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物の処分方法を確認するとともに、仮置場、 <u>最終処分地</u> を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。(略)	第2節 原状復旧【県計画修正】 (略) 2 災害廃棄物の発生への対応 (略) (3) (略) <u>(4) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u> 3 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市は、平成24年に策定した安中市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物の処分方法を確認するとともに、仮置場、 <u>最終処分場</u> を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。(略)
148	3-1	第1章 災害予防計画 ●(略) ●(略) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>(追加)</u> (略)	第1章 災害予防計画【県計画修正】 ●(略) ●(略) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>また国(内閣府等)と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u>
153	3-1-7	第7節 情報の収集・連絡体制の整備 (略)	第7節 情報の収集・連絡体制の整備【県計画修正】 (略)

		3 救助の種類 (略) (2) 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WEB) <u>(追加)</u>)に集約できるよう努めるものとする。<u>(追加)</u> (略)	3 救助の種類 (略) (2) 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WEB) <u>及び新物資システム(B-PLo)</u>)に集約できるよう努めるものとする。<u>また、市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> (略)
153		5 情報の分析整理 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。<u>(追加)</u>	5 情報の分析整理 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。<u>また、災害時に災害対応基本共有情報(EEI)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>
156	3-1-16	第16節 防災知識の普及計画 (略) 2 家庭防災会議の種類 (略) (9) (略) <u>(追加)</u> <u>(10) (略)</u>	第16節 防災知識の普及計画【県計画修正】 (略) 2 家庭防災会議の種類 (略) (9) (略) <u>(10) 家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備</u> <u>(11) (略)</u>
158	3-1-19	第19節 その他の災害予防計画 (略) 2 帰宅困難者対策 (略) (1) 普及啓発 市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうることを、そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。 <u>(追加)</u>	第19節 その他の災害予防計画【県計画修正】 (略) 2 帰宅困難者対策 (略) (1) 普及啓発 市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうることを、そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。 <u>また、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように従業員</u>

		(2) 一時滞在施設の<u>提供</u> <u>市は、帰宅困難者のために、指定している既存の指定避難所や新たに避難施設を設けるなど、一時滞在施設の提供に努める。</u>特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生する見込みであることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。<u>(追加)</u> (3) (略) (4) 情報提供の体制づくり 市は、一時滞在施設<u>(追加)</u>等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙<u>(追加)</u>や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。<u>(追加)</u> (5) 徒歩帰宅者の支援対策 市は、<u>(追加)</u>大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。 また、<u>(追加)</u>コンビニエンスストア<u>(追加)</u>やガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。	<u>等の施設内待機や一時滞在施設の確保、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。</u> (2) 一時滞在施設の<u>確保及び提供</u> <u>市は、帰宅困難者のため、自ら所有・管理する施設等を一時滞在施設として確保するとともに、事業者団体等に一時滞在施設の提供について協力を求める。</u>特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生する見込みであることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。 <u>また、施設管理者との間に、開設の際に必要な情報提供や調整が可能な連絡体制を整備する。</u> (3) (略) (4) 情報提供の体制づくり 市は、一時滞在施設、<u>災害時帰宅支援ステーション</u>等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙、<u>大型ビジョン、デジタルサイネージ</u>や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。<u>また、家族等との安否確認のため複数の確認手段の有用性や利用方法を周知できる体制を整備する。</u> (5) 徒歩帰宅者の支援対策 市は、<u>企業、団体等との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを指定し、</u>大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。 また、<u>公共施設のほか、</u>コンビニエンスストア、<u>ファミリーレストラン、</u>ガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。
158		3 災害廃棄物対策 (略) (4) (略) <u>(追加)</u>	3 災害廃棄物対策 (略) (4) (略) <u>(5) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>
158		4 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の	4 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の

		調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(追加)</u>	調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>(削除)</u> <u>(2) (略)</u> <u>5 復興事前準備</u> <u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u>
160	3-2-1	第2節 地震情報の伝達計画 (略) 2 地震情報の伝達 (1) 伝達方法 (略) イ 防災行政無線、メール配信サービス、<u>(追加)</u>広報車及び消防車両による方法 (略)	第1節 地震情報の伝達計画【市の伝達手段追加】 (略) 2 地震情報の伝達 (1) 伝達方法 (略) イ 防災行政無線、メール配信サービス、<u>X、公式防災アプリ、LINE、</u>広報車及び消防車両による方法 (略)
169	4-1	第1章 災害予防計画 (略) <u>(追加)</u>	第1章 災害予防計画【県計画修正】 (略) <u>また、大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、市、関係機関等は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u>
170	4-1-2	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 1 避難誘導體制の整備 (略) (2) 火山情報の伝達体制の整備 (略) イ 市は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び避難指示等の内容を市	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え【市の伝達手段追加】 1 避難誘導體制の整備 (略) (2) 火山情報の伝達体制の整備 (略) イ 市は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び避難指示等の内容を市

		民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、市ホームページ、 <u>X(旧ツイッター)</u> 、 <u>(追加)</u> LINE、メール配信サービス、警鐘、サイレン、伝達組織等の整備を図る。	民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、市ホームページ、 <u>X</u> 、 <u>公式防災アプリ</u> 、LINE、メール配信サービス、警鐘、サイレン、伝達組織等の整備を図る。																								
173	4-2-1	第1節 火山情報の発表及び通報伝達 Ⅰ 火山情報の種類及び発表基準 (略) (5) 火山現象に関する情報 (略) <table><tr><th>情報等の種類</th><th>概要及び発表の時期</th></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報</td><td>気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合<u>等</u>に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	情報等の種類	概要及び発表の時期	火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合 <u>等</u> に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)	(略)		第1節 火山情報の発表及び通報伝達【県計画修正】 Ⅰ 火山情報の種類及び発表基準 (略) (5) 火山現象に関する情報 (略) <table><tr><th>情報等の種類</th><th>概要及び発表の時期</th></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報</td><td>気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合<u>または判断に迷う場合</u>に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	情報等の種類	概要及び発表の時期	火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合 <u>または判断に迷う場合</u> に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)	(略)													
情報等の種類	概要及び発表の時期																										
火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合 <u>等</u> に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)																										
(略)																											
情報等の種類	概要及び発表の時期																										
火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合 <u>または判断に迷う場合</u> に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。(略)																										
(略)																											
175	4-2-2	第2節 市等関係機関の応急体制の確立 (略) 2 市における配備体制 (略) <table><tr><th>班名</th><th>責任者</th><th>班員</th><th>分担業務</th></tr><tr><td>総務班</td><td>総務部長 【危機管理監】 松井田支所長</td><td>危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>アマ無線保持者</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	班名	責任者	班員	分担業務	総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>アマ無線保持者</u>	(略)	(略)				第2節 市等関係機関の応急体制の確立【時点修正】 (略) 2 市における配備体制 (略) <table><tr><th>班名</th><th>責任者</th><th>班員</th><th>分担業務</th></tr><tr><td>総務班</td><td>総務部長 【危機管理監】 松井田支所長</td><td>危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>(削除)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	班名	責任者	班員	分担業務	総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>(削除)</u>	(略)	(略)			
班名	責任者	班員	分担業務																								
総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>アマ無線保持者</u>	(略)																								
(略)																											
班名	責任者	班員	分担業務																								
総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 <u>(削除)</u>	(略)																								
(略)																											

176	4-2-3	第3節 災害情報の収集及び被害報告 (略) Ⅰ 災害情報収集及び被害報告責任者 (略) (2) 関係機関の責任者 (略) <table><tr><td>機 関 名</td><td>担当課(係)名</td><td>責任者</td><td colspan="2">連 絡 先</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>時間内</td><td>時間外</td></tr><tr><td>東日本電信電話(株)群馬支店</td><td>災害対策室</td><td>室 長</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>	機 関 名	担当課(係)名	責任者	連 絡 先		(略)			時間内	時間外	東日本電信電話(株)群馬支店	災害対策室	室 長	(略)		(略)					第3節 災害情報の収集及び被害報告【社名変更】 (略) Ⅰ 災害情報収集及び被害報告責任者 (略) (2) 関係機関の責任者 (略) <table><tr><td>機 関 名</td><td>担当課(係)名</td><td>責任者</td><td colspan="2">連 絡 先</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>時間内</td><td>時間外</td></tr><tr><td>NTT東日本(株)群馬支店</td><td>災害対策室</td><td>室 長</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>	機 関 名	担当課(係)名	責任者	連 絡 先		(略)			時間内	時間外	NTT東日本(株)群馬支店	災害対策室	室 長	(略)		(略)				
機 関 名	担当課(係)名	責任者	連 絡 先																																								
(略)			時間内	時間外																																							
東日本電信電話(株)群馬支店	災害対策室	室 長	(略)																																								
(略)																																											
機 関 名	担当課(係)名	責任者	連 絡 先																																								
(略)			時間内	時間外																																							
NTT東日本(株)群馬支店	災害対策室	室 長	(略)																																								
(略)																																											
178	4-2-4	第4節 事前措置及び市民等への広報 (略) 3 市民等への広報 (略) (Ⅰ) 広報の具体的方法 (略) ウ 市ホームページ、X(旧ツイッター)、(追加) LINE (略)	第4節 事前措置及び市民等への広報【市の伝達手段追加】 (略) 3 市民等への広報 (略) (Ⅰ) 広報の具体的方法 (略) ウ 市ホームページ、X、公式防災アプリ、LINE (略)																																								
194	5-5	第Ⅰ 災害予防計画 Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 目的 (略) 本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。 (略)	第Ⅰ 災害予防計画【県計画修正】 Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 目的 (略) 本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質核種濃度検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。 (略)																																								
194	5-5	第2 災害応急対策計画 Ⅰ モニタリング体制の強化 (略) (2)水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査 県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。	第2 災害応急対策計画【県計画修正】 Ⅰ モニタリング体制の強化 (略) (2)水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質核種濃度検査 県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質核種濃度検査を実施し、結果を共有する。																																								

		(略) 5 各種制限措置の解除 市は、<u>放射性物質検査</u>の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。	(略) 5 各種制限措置の解除 市は、<u>放射性物質核種濃度検査</u>の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。
196	5-6	第Ⅰ 災害予防計画 Ⅰ 林野火災予防 (略) (4)火災多発期における監視パトロール等の強化 <u>(追加)</u> (略)	第Ⅰ 災害予防計画【県計画修正】 Ⅰ 林野火災予防 (略) (4)火災多発期における監視パトロール等の強化 <u>ア 乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。</u> <u>イ 林野火災多発時期における住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u> (略)
196		3 防火思想の普及 (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。 (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、<u>(追加)</u> 標識板、立看板の設置や<u>(追加)</u> 簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。 (略)	3 防火思想の普及 (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、林野火災予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等に対する啓発を実施する。なお住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。 (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、<u>林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、</u>標識板、立看板の設置や<u>防火水槽</u>、簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。 (略)
197		7 救助・救急、医療及び消火活動関係 <u>(追加)</u>	7 救助・救急、医療及び消火活動関係 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急</u>

		(略) (3)消火活動関係 (略) <u>(追加)</u>	<u>変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u> (略) (3)消火活動関係 (略) <u>オ 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u> <u>カ 熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u> <u>キ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u> <u>ク 水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u>
198	5-6	第2 災害応急対策計画 Ⅰ 市における災害情報の収集・連絡 (略) <u>(追加)</u> (略) 5 避難措置 市は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第2編第2章第Ⅱ節「避難活動計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。<u>(追加)</u>	第2 災害応急対策計画【県計画修正】 Ⅰ 市における災害情報の収集・連絡 (略) <u>(4) 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u> (略) 5 避難措置 市は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第2編第2章第Ⅱ節「避難活動計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。<u>また、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるた</u>

			<u>め、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>
--	--	--	--